

一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会

互助会報

平成28年

4

月号

発行

一般財団法人 青森県市町村職員福祉互助会
〒030-0802 青森県青森市本町5丁目1番5号
TEL : 017-723-6527
FAX : 017-723-5619



平成28年度事業計画及び収支予算の概要	2
収支予算の状況	3
ご存知ですか？ 医療費請求の手続き	4
事務局から	5
平成28年度福祉互助会会員研修旅行について	6

会員の動き

現職会員数 7,381名
退職会員数 7,823名
(配偶者会員等を含む)
計 15,204名
(平成28年3月31日現在)

● 平成28年度 ●

事業計画及び収支予算の概要

総括事項・事業の種類等

1 市町村等の数

市	町	村	一部事務組合等	計
10	22	8	32	72

2 会員の数

区 分	現 職 会 員		退 職 会 員 (人)	合 計 (人)
	会 員 数 (人)	加 入 率 (%)		
平成26年度末実績	7,685	70.9	7,678	15,363
平成27年度末推計	7,369	69.6	7,792	15,161
平成28年度末推計	7,338	67.7	7,729	15,067

3 役員の数

評 議 員	理 事	監 事	計
10	9	3	22

4 掛金の給料に対する割合（財源率）

$$\frac{5}{1,000}$$



5 事業の種類

(単位：千円)

項 目	事業計画額	概 要
公益事業	助 成 金	1,000
	計	1,000
給付事業	医 療 給 付 費	275,239
	退 会 給 付 費	33,844
	表 彰 費	10,000
	計	319,083
福利事業	研修旅行助成費	5,840
	互助会報発行費	3,996
	計	9,836

収 支 予 算 の 状 況

平成28年度収支予算の予定は次表のとおり、経常収益合計が、489,237千円、経常費用合計が、383,770千円となり、当期経常増減額は、105,467千円の当期利益金となる予定です。

なお、この当期利益金については、正味財産に積み立てることとし、平成28年度における正味財産は、695,002千円となる予定です。

平成28年度収支予算（予定）

(単位：千円)

経 常 収 益	科 目	金 額	経 常 費 用	科 目	金 額
	基本財産運用益	7		公益事業費	1,000
	基本財産受取利息	7		助 成 金	1,000
	受取掛金	165,814		給付事業費	319,083
	受 取 掛 金	165,814		医 療 給 付 費	275,239
	雑収益	133,416		退 会 給 付 費	33,844
	受 取 利 息	73		表 彰 費	10,000
	投資有価証券運用益	133,293		福利事業費	9,836
	雑 収 益	50		研修旅行助成費	5,840
	投資有価証券評価益	190,000		互助会報発行費	3,996
	投資有価証券評価益	190,000		そ の 他	53,851
	合 計	489,237		合 計	383,770
平成28年度当期経常増減額				105,467	
平成28年度末正味財産残高				695,002	

ご存じですか？

医療費請求の手続き

●請求方法

本人からの請求により支給

医療費請求書で請求

請求書に医療機関の領収書（写し可）を添付

●対象者支給基準

60歳以上70歳の誕生日（1日生まれの人は前月末日の属する月）までの退職会員（配偶者会員等含む）及びその配偶者

1ヶ月単位で、ひとつの医療機関に自己負担額3,000円以上支払った時3,000円を控除した後の額を支給（100円未満切捨て）

●支給例（自己負担額）

17,850円

（控除額）

— 3,000円

（支給額）

= 14,800円（100円未満切捨て）

※ 医療給付限度額の設定（1年間の給付限度額が10万円）

一会計年度（4月給付分～翌年3月給付分までの1年間）の医療給付金額を退職会員（継続・配偶者会員含む）及びその配偶者それぞれ10万円が限度となります。ただし、10万円超えた分の医療費については、翌年度あらためて請求できます。

◎ 請求の際の注意点等

①暦月ごとに計算

月の1日から末日までの受診について1ヶ月として計算します。

②病院・診療所

甲の病院と乙の病院で同一月に受診したときは、双方の合算ではなく、それぞれ1件とします。

③総合病院

総合病院において、2科以上の診療科で受診したときは、1件として取り扱います。ただし、歯科は別請求になります。

④入院と通院

一つの病院や診療所においても入院と通院は、それぞれ1件として取り扱います。

⑤外来と調剤

医療機関での外来診療に伴う調剤分は、合算して請求してください。

⑥療養費

コルセット代等療養費払いの対象となるものは、給付の対象となります。

⑦入院時食事療養費

入院時食事療養費標準負担額は、給付の対象となりません。

⑧差額ベット費用

差額ベット費用は、給付の対象となりません。

⑨請求できる医療費

健康保険法に定められた保険診療に限られます。自由診療（保険適用外）は、給付の対象になりませんので、医療機関から領収書をもらう際に保険適用分の領収書を記入してもらって下さい。特に、調剤、歯科、整骨院などの場合は注意が必要です。

医師の証明書の無い、マッサージ・鍼灸などは自由診療となり、給付の対象となりませんので、ご注意下さい。

⑩請求書に添付する領収書

医療機関から発行された領収書を他に使用する方は、コピーで請求して下さい。

⑪請求された医療費

事務局に届出されている会員の銀行口座に振込みされます。

事務局から

【退職会員等の皆様へお願い】

◎銀行口座・住所の変更について

必ず互助会事務局にご連絡下さい。手続きがなされませんと、給付金が銀行口座に入金されなかったり、互助会からの通知などが返送され、連絡がとれない場合がありますので、ご注意願います。

◎継続会員の手続きについて

退職会員が死亡された場合、配偶者の方が引き続き医療給付を受けるためには、継続会員の手続きが必要となりますので、必ず福祉互助会事務局に直接お申し出下さい。

◎医療費の請求について（請求の際の注意点等と重複）

診療を受けた月の初日から末日までをまとめて下さい。（院外処方薬の薬局分は合算してください）同じ月に異なる医療機関で診療を受けた場合は、医療機関ごとの請求と、入院・外来も別々の請求となりますが、総合病院で2科以上の受診については1件として請求してください。ただし、歯科は別請求になります。ご注意願います。また、医療費を請求の際に添付する領収書を他にご利用の方は、コピーで請求して下さい。

なお、当月分の請求を当月中に請求なさる方が見受けられますので、必ず翌月以降に請求して下さい。また、医療費請求の時効は2年です。

◎その他（注意点）

変更等の手続きについて、青森県市町村職員共済組合への届出をすることにより、当互助会への手続きも完了されているものと思われるケースが見受けられます。

共済組合への届出をしても、福祉互助会の手続きはおこなわれませんので、変更等がある場合は、必ず福祉互助会事務局へ直接ご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

【会員の皆様へお知らせ】

◎給付金等の送金日について

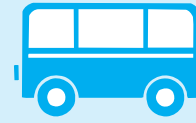
医療費請求書提出締切日 ⇒ 毎月15日

給付金送金日 ⇒ 翌月10日

但し、毎年1月送金分と5月送金分は、祝日等が続く関係から、20日送金となります。

◎医療給付決定通知書について

平成25年4月給付分から「ハガキ様式」になりました。



福祉互助会 会員研修旅行について

例年、会員の皆様より好評をいただいております研修旅行を、今年度も引き続き実施することといたしました。各コースとも内容を充実させた旅行となっておりますので、多数の方々のご参加をお待ちしております。

【国内コース】 ㇿㇿㇿㇿㇿㇿㇿㇿㇿㇿㇿㇿㇿㇿㇿㇿㇿㇿ

◎Aコース・・・＜金沢・能登半島めぐりと和倉温泉「加賀屋」4日間の旅＞

旅行期間：7月4日（月）～7月7日（木）

旅行費用：154,000円 旅行会社：ジャパン・アート・トラベル青森

日程：東北・北陸新幹線乗継⇒金沢兼六園(日本三名園)⇒金沢宿泊⇒金沢城公園⇒能登金剛・巖門⇒輪島塗工房⇒輪島温泉宿泊⇒朝市見学⇒世界遺産の棚田⇒日本唯一の揚浜塩田⇒和倉温泉「加賀屋」宿泊⇒国宝瑞龍寺⇒新幹線乗継

◎Bコース・・・＜世界遺産・姫路城と倉敷・宮島・瀬戸内紀行4日間の旅＞

旅行期間：11月8日（火）～11月11日（金）

旅行費用：153,000円 旅行会社：東奥日報旅行センター

日程：青森発⇒伊丹空港⇒国宝・姫路城天守閣⇒倉敷市内宿泊⇒大原美術館⇒しまなみ海道⇒福山市内宿泊⇒広島平和公園⇒宮島・世界遺産厳島神社⇒広島市内宿泊⇒岩国⇒綿帯橋・岩国城⇒広島・羽田発⇒青森空港

【海外コース】

◎Cコース・・・＜高級リゾート・モナコと陽光あふれる南フランス8日間の旅＞

旅行期間：10月15日（土）～10月22日（土）

旅行費用：474,000円 旅行会社：東奥日報旅行センター

日程：青森・羽田発⇒パリ・ニース到着⇒モナコ・モンテカルロホテル3連泊世界有数のセレブ達が居を構える国、モナコ観光と夕食後の夜景スポットへ南フランス・マルセイユ2連泊⇒ニース市内観光（シャガール美術館外）プロヴァンスとマルセイユ市内観光⇒マルセイユ・パリ発⇒羽田・青森空港

※海外コースに参加される方のパスポート取得にかかる費用は、別途自己負担となります。

募集要項

1 参加資格

退職会員（その配偶者含む）及び配偶者会員並びに継続会員とする。

なお、年齢については、70歳を限度とするが、次のような場合は特例として参加できるものとする。

- 会員本人が70歳未満で、その配偶者が70歳以上でも、同伴の場合は参加できるものとする。
- 会員本人が70歳を超えていても、その配偶者が70歳未満で、同伴の場合は参加できるものとする。

2 参加受付

参加受付は、同封のパンフレットによる「申込書」の郵送受付とし、電話による受付はしないものとする。

また、各コースとも締め切り前に定員に達した場合は、その時点で締め切りとなり、それ以降はキャンセル待ちとする。

※ 申込書の受付、旅行代金の振り込み、その他の対応全般について

旅行会社直接となっておりますのでお間違えのないようご注意ください。

3 助成金について

平成25年度から、一般財団法人移行に伴い助成の範囲を掛金納入者である退職会員（その配偶者は含まない）と配偶者会員のみとなっております。

また、助成する金額は、毎事業年度の予算の範囲内で決定することとし、今年度の助成金額は、退職会員（その配偶者は含まない）及び配偶者会員に6万円を助成することといたしました。

なお、助成の制限・対象としては、国内及び海外に関わらず一度助成金の支給を受けた者は以後5年間は助成出来ないこととし、退職会員（その配偶者は含まない）及び配偶者会員とも70歳までが助成金の対象となります。

助成の方法は、旅行代金に充当させるものといたします。

4 その他

- (1) 海外コースは最小20名、国内コースは最小25名で実施することとし、最大40名とする。
- (2) 各コースの詳細と申込締切日等については、同封のパンフレットをご確認ください。
- (3) 申込後のキャンセルについては、キャンセル料が必要となる場合がありますのでご注意ください。
- (4) 今後航空機の燃料費が値上りとなった場合には、前記の旅行費用に差額が生ずる可能性があります。出発日までに変更が生じた場合には別途請求させていただきますので予めご了承ください。
- (5) 参加資格、助成金等に関し、不明な点については、福祉互助会事務局までお問い合わせください。

○福祉互助会：事務局

TEL 017-723-6527

FAX 017-723-5619

- (6) 旅行関係全般については、直接旅行会社にお問い合わせくださるようお願いいたします。

○旅行会社：

ジャパン・アート・トラベル青森

TEL 017-773-3343

東奥日報旅行センター

TEL 017-773-7777



下北半島・佐井村の魚づ師による
「神経拔技法」実演!

鮮度を保ちながら熟成させる
「神経拔技法」を用いたヒラメ等の
食材を、ふんだんに使った料理を
お楽しみください。

平成28年

6月22日(水) 18:30~

アップルパレス青森 3階 ねぶたの間

お一人様(税込) **¥7,000**

【料理・飲み放題付き】

お楽しみ
抽選会も
あります!!



司会 横山ひでき

青森県佐井村
イメージキャラクター
雲丹くんもやってくる!
うんたん



佐井村祭り



夏をようむら!



佐井村役場

佐井村漁業協同組合

NPO法人佐井村観光協会

サッポロビール株式会社

チケットのご購入・お問い合わせはこちら



笑顔と温もりと優しさと

アップルパレス青森

〒030-0802 青森市本町5丁目1-5
TEL.017(723)5600 FAX.017(723)4255

予約直通 **TEL 017(723)5620**

<http://www.apple-palace.com/>